

警 察 署 協 議 会 会 議 録

小倉北警察署協議会

開催年月日時	令和2年12月17日 午後4時30分 から 令和2年12月17日 午後5時45分 まで	
開催場所	小倉北警察署 8階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下12名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、組織犯罪対策管理官、交通管理官、警備管理官、総務第一課長、生活安全課長、交通第一課長、組織犯罪対策第一課長、事務局
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶】 本日は師走のお忙しい中、またコロナ禍の中、皆様にお集まりいただきお礼申し上げます。 2020年は、コロナに翻弄された年で休業や時短営業など様々なことが行われたが、コロナ禍においても事件事故は起きており、休むことなく警察の皆様が頑張っていたことに非常に感謝申し上げます。 小倉北警察署においては、残念ながら不祥事が起き、本当に悲しく悔しい思いをした。このような不祥事は大々的に報道され皆様方の知るところとなる。 他の署員は、片時も手を休めることなく日々地道な捜査や暴力団対策、交通取締りを頑張ってくれている。 しかしながら、残念なことにこのようなことは報道されない。そこで、我々委員が市民と警察を繋ぐ橋渡し役としてぜひ本日の活動報告をしっかりとお聞きいただいた上で小倉北署員の頑張りを市民の皆様にお伝え願いたい。</p> <p>【署長挨拶】 当署員による非違事案の概要と署員に対する指導状況について説明を実施 ○ 本日は、お忙しい中、またコロナ禍で本当に大変な中、御出席いただき厚くお礼申し上げます。また、先日歳末特別警戒活動出動式に御出席いただいた委員の皆様には重ねてお礼申し上げます。 当署管内の治安情勢については、刑法犯認知件数及び交通事故の発生件数はいずれも減少傾向にある。しかしながら、10月と11月に交通事故が立て続けに起き、昨年と同様に3名の尊い命が犠牲になっている。 このような中で、我々は危機感を持って事件検挙や取締りを行っているところである。引き続き被害者を一人も出さないという強い姿勢で年末の警戒活動を行っていくので御指導をよろしくお願いしたい。</p> <p>【報告事項】 1 犯罪情勢と対策について（生活安全管理官） (1) 性犯罪の根絶に向けた取組</p>		

議 事 概 要

- ア 性犯罪の発生・検挙状況
- イ 前兆事案（女性や子供を対象とする性犯罪等の前兆とみられる行為）
- ウ 性犯罪の根絶に向けた取組
 - (ア) 未然防止に向けた取組
 - (イ) 前兆事案認知時の対応
 - (ウ) 性犯罪認知時の取組
 - (エ) 性的虐待への対応
- (2) DV・ストーカー事案の現状と対策
 - ア DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカーの認知・措置状況
 - イ 規制内容
 - (ア) DV～「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
 - (イ) ストーカー～「ストーカー行為等の規制等に関する法律」
- (3) 問題点・課題
- (4) 従来からの対応
- 2 交通事故の発生状況について（交通管理官）
 - (1) 交通事故発生状況（令和2年11月末現在）
 - (2) 交通死亡事故の連続発生について
 - ア 発生日時・場所
 - イ 事故態様
 - ウ 緊急対策
 - (3) 交通事故抑止に向けた主な取組
- 3 暴力団情勢について（組織犯罪対策管理官）
 - (1) 五代目工藤會の県内勢力（令和元年12月末現在）
 - (2) 主な取締り（検挙）
 - ア 五代目工藤會に対する取締り
 - イ 繁華街における取締り
 - ウ 凶悪事件の検挙
 - (3) 主な取組
 - ア 五代目工藤會総本部事務所の完全撤去
 - イ 事務所使用制限命令の発出
 - ウ 離脱・就労支援
 - エ 保護対策の徹底

【意見・要望】

○ 委員から「警察署のコロナ対策について聞かせていただきたい。また、街中の客引きについて取締りの強化などしていれば聞かせていただきたい。」旨の質疑があり、コロナ対策について、副署長から「署員は手洗い、うがいなど自主健康管理を励行している。環境面でいうと、署の入り口に消毒液を設置し、来訪者の体温チェックをするとともに、カウンターにシートを設置し直接接触がないようにしている。来訪者が多い交番においては、予算措置をしてアクリル板を設置した。アクリル板はコロナ対策でもあるが、受傷事故防止対策にもなっている。

また、職務質問時にはマスク及び手袋を着用し、飲酒検問時には簡易式のチェッカーを使用して感染防止対策を行っている。」旨の回答があった。さらに、生活安全管理官から「高熱などコロナの感染が疑われる人の対応をする場合は、危険性があるためタイベックスーツという防護服を着て対応している。」旨の回答

議 事 概 要

があった。客引きの質疑について、生活安全管理官から「客引き行為については、風俗営業店として許可や届出をしている店の従業員は客引きをしてはならないという風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を基に取締りを行っている。今全国的に問題となっているのが、風俗営業店以外の居酒屋やカラオケ店の従業員が路上で声をかけたりチラシを配ったりする行為で、これらの行為は同法律では規制できない部分がある。執拗な行為があれば県の迷惑防止条例で事件化することができるが、それ以外の行為をどう対応していくかを自治体や地元住民の方と協議しているところである。」旨の回答があった。

- 委員から「繁華街に無料案内所がたくさん増えているように思うが違反ではないのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「無料案内所自体が違法ということではない。福岡県では条例を改正し、案内所の広告の宣伝方法について規制を強化している。また、案内所から出て、追いかけて付きまとって声かけをするなどがあれば違法になる場合がある。」旨の回答があった。
- 委員から「工藤會の弱体化が進んでいる中で、他の組織が入ってくるのではないか、半グレが活発化してくるのではないかという心配の声が聞かれるがどうなのか。」旨の質疑があり、組織犯罪対策管理官から「工藤會に限らず、暴力団が壊滅すれば他の組織が入ってくることが懸念されていることは、重々理解している。そこで、県警としても他組織の動きや準暴力団等の動きに注意して対策をしている。」旨の回答があった。
- 委員から「横断歩道に信号を設置する時の基準はあるのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「信号機の設置には一定の基準があり、交通量や利用する人の数、距離などを総合的に判断している。」旨の回答があった。さらに、委員から「横断歩道で人が渡るか渡らないかわからないことがある。旗が設置してあれば旗を持って渡るのでわかりやすい。また、朝の通学路には老人会などボランティアの方が立ってくださっている。そういうところには信号機を付けた方がいいのではないかと思う。」旨の意見があり、交通管理官から「交通ボランティアの方々の活動には、非常に頭が下がる思いである。なお、信号機の設置や横断旗の活用については、関係機関と調整の上検討していきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「現在小倉駅前平和通り沿いに「横断歩道設置のための工事をします。」という立て看板があるが、何か理由があって横断歩道を設置するのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「その場所は都市中心部で人の流れが多く、横断歩道を設置する必要があり工事をしている。近くにも横断歩道があるが、街づくりの観点からも人の流れがあるので横断歩道を設置して人を渡していく、ということを考えている。横断歩道や信号機は警察だけで設置しているのではなく、道路を管理する自治体や地域住民の要望も含めて設置を検討している。」旨の回答があった。
- 委員から「新政権になり、デジタル庁ができて民間会社も IOT 事業など出てきているが、警察行政においても IOT などで生産性を上げるとか、効率性を図るなどの動きが何かあるのか。」旨の質疑があり、総務第一課長から「デジタル関係で言えば、決裁の関係でどのような業務がハンコレスになるのか本部が検討している。その他デジタル活用ということで、コロナ禍においての会議、業務の合理化の観点からもパソコンにカメラを設置して様々な会場がカメラで繋がりウェブ会議ができるようになった。先般も各署と本部をつないだウェブ会

議 事 概 要

議を行ったところである。まだ予算の関係上ウェブ会議ができるパソコンの配分が難しいが、ゆくゆくは各自がパソコン画面を見ながら会議ができたり、外部の方ともウェブ会議ができるような資機材の配備をしていく予定と聞いている。」旨の回答があった。

- 委員から「最近コロナによって生活環境などが変化している状況に伴い、犯罪傾向にも変化があるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「今のところ管内で顕著な傾向は見られないが、全国的には自宅にいる時間が長くなり、虐待事案が増えていると言われており、実際に全国の総数は相対的に増加している。」旨の回答があった。

【閉会】

以上で本日の警察署協議会を閉会する。